物品の購入に係る入札説明書

この入札説明書は、物品の購入及び製造請負について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

1　競争入札に付する事項

別記１のとおり

2　入札参加者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「文具・事務機器類」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 静岡県内に本社または営業拠点があること。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

(5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

3　入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式１号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、別記２に記載の日時及び場所において提出しなければならない。なお、郵送による入札は認めない。

ア　入札金額（各内訳金額の合計）

イ　単価、金額（単価×予定数量）

ウ　入札年月日

エ　入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

オ　代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）

カ　入札参加者は、代理人に入札させるときは、別紙様式第２号による委任状を持参させなければならない。

(4) 入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び**「令和８年11月30日開札［付箋紙等一式（単価契約）］の入札書在中」**と記載しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約単価（税込）については、１円未満の端数があるときは、小数点以下第４位までとする。

(8) 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

(9) 入札の日時及び場所は、別記２のとおり。

(10) 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所で行う。

(11) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(12) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

(13) 開札前において、天災、地変、その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

4　入札保証金及び契約保証金

免除する。

5　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

(3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 所定の日時、場所に提出しない入札

(6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札

(7) 同一の事項の入札について、２以上を入札した者の入札

(8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(9) 同一の事項の入札について、２人以上の代理人をした者の入札

(10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

6　落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7　契約書の作成

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8　契約条項

別添契約書（案）のとおり

9　入札者に求められる義務

(1) 本入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、「入札参加資格確認申請書」、「納入確約書」、「調達物品を納入する能力があることの証明」、「応札物品仕様書」、及び「応札物品の仕様が確認できる資料等」（以下、これらを「提出資料等」という。）を、別記１の(6)の期日までに提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

なお、期限までに提出資料等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から当該物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

10 その他の必要な事項

本件調達に関しての照会先は別記４のとおりとする。

別　記

１　競争入札に付する事項

(1) 調達物品名及び納入数量　　付箋紙等　一式（単価契約）

(2) 調達物品の規格、品質、性能等　　仕様書による。

(3) 調達物品に関わる条件等　　仕様書による。

(4) 契約期間　　令和９年１月１日から令和９年12月31日まで

(5) 納入場所　　仕様書のとおり

(6) 提出資料の提出期限及び提出場所

ア　提出期限　　令和８年11月26日（木）午後１時まで

イ　提出方法　　別記４宛てに電子メール、郵送又は持参により提出すること。
電子メールで提出した場合は、送信後に電話により着信の確認を行うこと。
郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着とすること。
持参による場合の受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで（最終日は午後１時まで）とする。

２　入札の日時及び場所

日　　時　　令和８年11月30日（月）午前10時20分

場　　所　　静岡県庁本館１階　第二ワークステーション

３　仕様書等に関する質問、回答に関する事項

(1)質疑書の受付期間及び提出方法

ア　受付期間　　令和８年11月17日(火)午後１時まで

イ　提出方法　　別記４宛て電子メールにより質疑書（様式第３号）を提出すること。
質問者は電子メール送信後に電話により着信の確認を行うこと。

(2)質疑書の回答日時及び回答方法

ア　回答日時　　令和８年11月19日(木)午後５時までに行う。

イ　回答方法　　当該入札の申請書ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）のページに掲載する。

(3)その他

入札参加予定者は、質問の提出の有無に関わらず、上記ホームページに掲載する質問に対する回答の内容を全て確認した上で入札に参加すること。

４　本件調達に関しての照会先

郵便番号　　〒420－8601

所 在 地　　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

機 関 名　　静岡県出納局用度課物品班

電話番号　　054-221-2191

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　yodo@pref.shizuoka.lg.jp